

札幌市証明等手数料条例及び札幌市建築基準法施行条例の一部を
改正する条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市証明等手数料条例及び札幌市建築基準法施行条例の一部を
改正する条例

（札幌市証明等手数料条例の一部改正）

第 1 条 札幌市証明等手数料条例（昭和 21 年条例第 15 号）の一部を次のよ
うに改正する。

- (1) 別表 33 の 5 の項第 1 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関す
る法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、
同項第 3 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」
を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め
る。
- (2) 別表付表 7 の項第 3 号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関す
る法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、
同号イ中「エネルギー使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使
用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法
律第 49 号）」に改める。

（札幌市建築基準法施行条例の一部改正）

第 2 条 札幌市建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 23 号）の一部を次の
ように改正する。

- (1) 第 76 条の 2 中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第 108 条の
3 第 1 項第 1 号」を「第 108 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。
- (2) 第 76 条の 3 中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第 108 条の
3 第 1 項第 1 号」を「第 108 条の 4 第 1 項第 1 号」に、「(以下)」を「の

規定（以下）に改める。

- (3) 第76条の4中「(主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。)の令第128条の6第1項に規定する区画部分」を「の区画部分(令第128条の7第1項に規定する区画部分をいう。以下この条において同じ。)」に改め、「確かめられたもの」の次に「(主要構造部が不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。)」を加える。
- (4) 第76条の5中「(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。)」を削り、「含む」の次に「。以下この条において同じ」を、「確かめられたもの」の次に「(主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。)」を加える。
- (5) 第76条の6中「(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。)で」を「のうち」に改め、「確かめられたもの」の次に「(主要構造部が準耐火構造であるもの(特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。)又は主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市証明等手数料条例別表付表7の項第3号イの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の3第1号又は第2号に該当する建築物については、第2条の規定による改正前の札幌市建築基準法施行条例第76条の2及び第76条の3の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「令」とあるのは、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関

係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の令」とする。

（理 由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正等に伴い、構造等に関する一部の制限を適用しない建築物に、特定主要構造部が耐火構造である避難上安全な建築物を新たに加える等の所要の改正を行うため、本案を提出する。